

第36回塩尻市地域公共交通会議兼第18回塩尻市地域公共交通協議会 次第

日 時 令和7年6月26日（木） 午後2時から

場 所 市民交流センター「えんぱーく」4階401会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 出席者の報告

4 議 事（1）

<報告案件>

（1）塩尻市地域公共交通会議要綱の改正について【資料 No 1】

<協議案件>

第1号議案 塩尻市地域公共交通協議会規約の改正（案）について【資料 No 1】

第2号議案 会長及び副会長の選出について

5 議 事（2）

<報告案件>

（2）令和6年度地域振興バスの運行状況について【資料 No 2】

（3）塩尻市地域公共交通計画事業効果の評価について【資料 No 3】

<協議案件>

第3号議案 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の認定申請（案）
について【資料 No 4】

第4号議案 地域振興バス「すてっぷくん」ダイヤ改正及び経路見直し方針（案）
について【資料 No 5】

第5号議案 塩尻市地域公共交通計画策定の方針（案）について【資料 No 6】

6 そ の 他

7 閉 会

塩尻市地域公共交通会議兼塩尻市地域公共交通協議会 名簿

N0	区分	所属	役職	氏 名
1	一般乗合旅客自動車運送事業者	アルピコタクシー(株)松本支社	支社長	古田 哲也
2	一般乗合旅客自動車運送事業者（元）	アルピコ交通(株)バス事業部松本営業所	所長	斉藤 敦
3	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	塩尻地区タクシー協議会	代表	小松 裕
4	一般乗合旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体	アルピコタクシー労働組合	塩尻副支部長	緑川 治
5	市内で運行している路線バス事業者	大新東(株)松本営業所	所長	下内 邦彦
6	住民又は利用者の代表者	大門地区区長会	会長	伊藤 秀文
7	住民又は利用者の代表者	塩尻東地区区長会	会長	小林 稔
8	住民又は利用者の代表者	片丘地区区長会	会長	白木 智昭
9	住民又は利用者の代表者	広丘地区区長会	会長	星 英夫
10	住民又は利用者の代表者	高出地区区長会	会長	塩原 康規
11	住民又は利用者の代表者	吉田地区区長会	会長	神澤 隆夫
12	住民又は利用者の代表者	洗馬地区区長会	会長	伊藤 勝朗
13	住民又は利用者の代表者	宗賀地区区長会	会長	平林 良一
14	住民又は利用者の代表者	北小野地区区長会	会長	古厩 猛
15	住民又は利用者の代表者	檜川地区区長会	会長	宮原 豊
16	住民又は利用者の代表者	塩尻市友愛クラブ	会長	小林 茂治
17	学識経験者	名古屋大学未来社会創造機構モビリティ社会研究所	特任教授	金森 亮
18	国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者	国土交通省北陸信越運輸局交通企画課	課長	新倉 孝礼
19	国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者	国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画専門官	山岸 康範
20	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	副所長	小松 輝男
21	道路管理者	飯田国道事務所 木曾維持出張所	所長	小林 知成
22	道路管理者	松本建設事務所 維持管理課	課長	太田 芳樹
23	道路管理者	松本市 建設部維持課	課長	羽山 和秀
24	公共交通担当部署	辰野町 まちづくり政策課	課長	高津 稔
25	道路管理者	塩尻市 建設部建設課	課長	武居 寿明
26	塩尻警察署	塩尻警察署 交通課	課長	上林 浩
27	長野県の関係行政機関の職員	長野県 企画振興部交通政策課	課長	丸山 正徳
28	長野県の関係行政機関の職員	松本地域振興局 企画振興課	課長	松島 弘子
29	市職員	塩尻市 建設部	部長	曾根原 博
30	その他市長が必要と認める者	長野県バス協会	専務理事	吉澤 實敏
31	その他市長が必要と認める者	東日本旅客鉄道(株)塩尻駅	駅長	長瀬 孝
32	その他市長が必要と認める者	塩尻市PTA連合会	会長	奥村 藍
33	その他市長が必要と認める者	塩尻市社会福祉協議会	会長	伊藤 高良
34	その他市長が必要と認める者	塩尻商工会議所	副会頭	清沢 和恵
35	その他市長が必要と認める者	塩尻市観光協会	会長	林 修一

塩尻市地域公共交通協議会事務局

事務局長 塩尻市都市計画課長 米山 進

塩尻市都市計画課、企画課、地域共生推進課、福祉支援課、先端産業振興室、観光プロモーション課、学校教育課、保育課

報告案件(1)

塩尻市地域公共交通会議要綱の改正 について

議案第1号

塩尻市地域公共交通協議会規約の改正(案) について

- 1. 地域公共交通会議と地域公共交通協議会の違いについて**
2. 塩尻市地域公共交通会議要綱の改正について
3. 塩尻市地域公共交通協議会規約の改正（案）について

1. 地域公共交通会議と地域公共交通協議会の違い

		地域公共交通会議	法定協議会
設置根拠		道路運送法施行規則第4条の2	地域公共交通活性化再生法第6条
協議の内容・効果		道路運送法上の手続きの弾力化や簡素化 ・運賃規制の緩和 ・事業用自動車の乗車定員の緩和 ・最低車両数の緩和 ・路線不定期運行、区域運行の運行開始要件 自家用有償旅客運送の登録要件	地域公共交通計画(マスタープラン)の作成及び実施 ・協議結果の尊重義務
対象交通モード		自動車交通	地域の公共交通全般(地域の鉄道、路線バス、フェリー等)
主宰者		市長村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	市町村又は都道府県(地域公共交通計画の作成者)
構 成 員	地方公共団体の長	○(都道府県知事、市町村長)	○(市町村・都道府県)
	運輸局長	○	×
	一般旅客自動車運送事業	○(乗合バス事業者その他の一般旅客自動車運送事業者、事業者団体の代表)	○(公共交通事業者等)
	住民又は旅客の代表	○(住民又は旅客の代表)	○(地域公共交通の利用者)
	その他	・運転者団体(労働組合等)の代表 ・(必要に応じ)道路管理者、都道府県警察、学識経験者等 ・(自家用有償旅客運送について協議する場合)区域内で現に自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等	・道路管理者、港湾管理者等 ・公安委員会、学識経験者等

地域公共交通会議

根拠法規は「道路運送法」であり、乗合バスやタクシーなど、旅客自動車運送事業(道路上で自動車を用い、旅客から運賃を得て運送サービスを提供するもの)や、自家用車による有償運送が協議対象。

地域公共交通(活性化)協議会

根拠法規は「地域公共交通活性化再生法」であり、バスやタクシーだけでなく、鉄道、旅客船など、全ての交通モードを対象とした計画作成が目的。

1. 地域公共交通会議と地域公共交通協議会の違い

		地域公共交通会議	法定協議会
設置根拠		道路運送法施行規則第4条の2	地域公共交通活性化再生法第6条
協議の内容・効果		道路運送法上の手続きの弾力化や簡素化 ・運賃規制の緩和 ・事業用自動車の乗車定員の緩和 ・最低車両数の緩和 ・路線不定期運行、区域運行の運行開始要件 自家用有償旅客運送の登録要件	地域公共交通計画(マスタープラン)の作成及び実施 ・協議結果の尊重義務
対象交通モード		自動車交通	地域の公共交通全般(地域の鉄道、路線バス、フェリー等)
主宰者		市長村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	市町村又は都道府県(地域公共交通計画の作成者)
構成員	地方公共団体の長	○(都道府県知事、市町村長)	○(市町村・都道府県)
	運輸局長	○	×
	一般旅客自動車運送事業	○(乗合バス事業者その他の一般旅客自動車運送事業者、事業者団体の代表)	○(公共交通事業者等)
	住民又は旅客の代表	○(住民又は旅客の代表)	○(地域公共交通の利用者)
	その他	・運転者団体(労働組合等)の代表 ・(必要に応じ)道路管理者、都道府県警察、学識経験者等 ・(自家用有償旅客運送について協議する場合)区域内で現に自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等	・道路管理者、港湾管理者等 ・公安委員会、学識経験者等

・機能が違うとはいえ、参加する関係者はほとんどが同じであり、また、法定協議会で策定した地域公共交通計画に基づく事業を具現化するためには道路運送法上の手続きが必要であることが多いため、別々に会議を開くことは非効率



👉塩尻市では両方を兼ねた会議として開催

1. 地域公共交通会議と地域公共交通協議会の違いについて
- 2. 塩尻市地域公共交通会議要綱の改正について**
3. 塩尻市地域公共交通協議会規約の改正（案）について

2-1. 地域公共交通会議設置要綱改正の背景

課題 1：道路運送法の改正により、運賃の改定には協議会（または分科会）での協議が必要となった

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

現在の要綱では運賃について協議する会の規定がないため、内容を盛り込む必要がある

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

2-1. 地域公共交通会議設置要綱改正の背景

課題2：市長の主宰及び会長が規定されており、会議開催の日程が限定される

【塩尻市地域公共交通会議設置要綱（抜粋）】

（組織）

第3条 交通会議は、市長が主宰する。

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。



市長が必ず会議に出席する必要があることから、日程調整が困難であり、会議開催の日程が限定されてしまう

✓これらの課題を解消するため、塩尻市地域公共交通会議設置要綱を令和7年5月23日付で改正しました。

2-2. 要綱改正の内容

✓改正のポイントは次の2点です。

- 1、運賃を協議する「分科会」の設置に関する条項の追加
- 2、「主宰」に係る文言を削除し、会長を委員の互選による選出に変更

改正前

削除

(組織)
第3条 交通会議は、市長が主宰する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(以下略)

(会長及び副会長)
第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は
市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が
指名する。
(以下略)

改正後

新たに追加

(組織)
第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(以下略)

(会長及び副会長)
第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は
委員が互選し、副会長は委員のうちから会長が指名
する。
(以下略)

(分科会)
第8条 交通会議は、必要に応じ専門的な調査及び検討を
行うため、分科会を置くことができる。
2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が
別に定める。
(以下略)

1. 地域公共交通会議と地域公共交通協議会の違いについて
2. 塩尻市地域公共交通会議要綱の改正について
- 3. 塩尻市地域公共交通協議会規約の改正（案）について**

3-1. 地域公共交通協議会規約改正の背景

✓地域公共交通会議設置要綱の改正に合わせて協議会の規約を改正します。

- 市長が会長となる文言を修正します。
- 塩尻市長が委員を委嘱する立場とし、委員から除きます。



👉規約の変更は承認を得る必要があるため、協議をお願いするものです。

○塩尻市地域公共交通協議会規約(抜粋)

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

3-2. 規約改正の内容

✓改正のポイントは次の2点です。

- 1、市長を委員から除き、委員へ委嘱する立場に変更
- 2、会長の選出方法を委員の互選に変更

改正前

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

削除

(1) 塩尻市長(以下「市長」という。)

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般旅客自動車運送事業者並びにその組織する団体

((3)～(10) 略)

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

((1)～(3) 略)

2 会長は、市長とし、協議会を代表する。

(以下略)

改正後

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、塩尻市長(以下「市長」という。)が委嘱する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般旅客自動車運送事業者並びにその組織する団体

((2)～(9) 略)

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

((1)～(3) 略)

2 会長は、委員の互選により選出し、協議会を代表する。

(以下略)

報告案件(2)

令和6年度地域振興バスの 運行状況について

- 1. 「すてっぷくん」の運行状況**
2. 「のるーと塩尻」の運行状況
3. 地域振興バスの運行費用

1 - 1. 令和6年度地域振興バス『すてっぷくん』乗車人数集計（路線別）

単位（人）

	4条路線(アルピコタクシー(株))					自家用有償運送 (大新東(株))		合計
	片丘線	洗馬線	宗賀線	北小野線	小計	檜川線	小計	
4月	560	987	1,034	1,044	3,625	1,704	1,704	5,329
5月	546	904	949	919	3,318	1,878	1,878	5,196
6月	541	1,050	917	974	3,482	1,934	1,934	5,416
7月	588	989	1,003	1,026	3,606	1,905	1,905	5,511
8月	612	1,008	890	1,002	3,512	1,818	1,818	5,330
9月	569	902	920	877	3,268	1,700	1,700	4,968
10月	546	1,108	1,056	1,033	3,743	1,891	1,891	5,634
11月	451	954	972	908	3,285	1,847	1,847	5,132
12月	478	986	979	905	3,348	1,733	1,733	5,081
1月	385	849	851	832	2,917	1,542	1,542	4,459
2月	437	795	974	866	3,072	1,613	1,613	4,685
3月	433	968	1,091	967	3,459	1,926	1,926	5,385
合 計	6,146	11,500	11,636	11,353	40,635	21,491	21,491	62,126
1日あたり平均乗車人数	20.98	39.25	39.71	38.75	138.69	59.70	59.70	99.19
1便あたり平均乗車人数	4.20	7.85	7.22	9.69	7.24	10.85	10.85	9.05

< 前年との比較 >

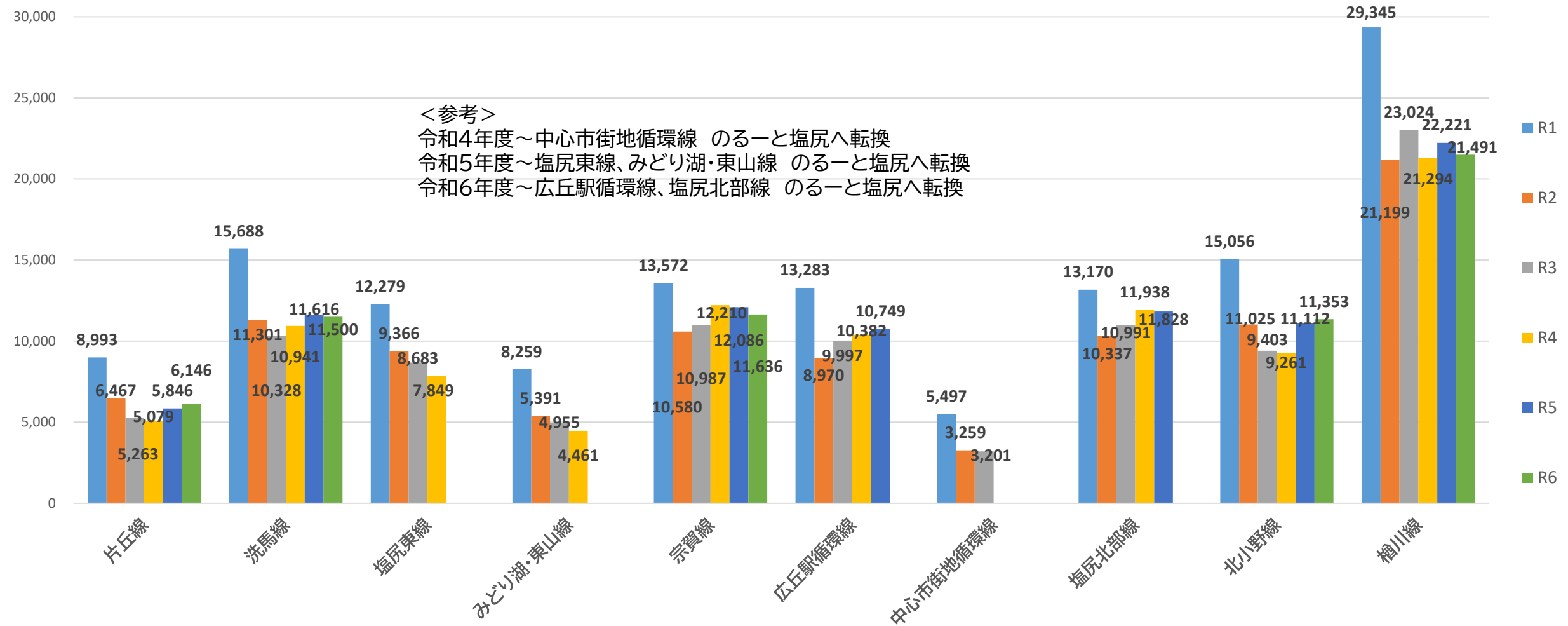
	4条路線(アルピコタクシー(株))					自家用有償運送 (大新東(株))		合計
	片丘線	洗馬線	宗賀線	北小野線	小計	檜川線	小計	
【R5】乗車総人数	5,846	11,616	12,086	11,112	40,660	22,221	22,221	62,881
【R6】乗車総人数	6,146	11,500	11,636	11,353	40,635	21,491	21,491	62,126
増減	300	▲116	▲450	241	▲25	▲730	▲730	▲755
対前年比 (%)	105.13	99.0	96.28	102.17	99.94	96.71	96.71	98.8
【R5】1便当たり乗車人数	3.98	7.90	7.47	9.45	7.20	11.19	11.19	9.20
【R6】1便当たり乗車人数	4.20	7.85	7.22	9.69	7.24	10.85	10.85	9.05
増減	0.22	▲0.05	▲0.25	0.24	▲0.04	▲0.34	▲0.34	▲0.15

1-1. 令和6年度地域振興バス『すてっぷくん』乗車人数集計（路線別）

- ✓ 乗車総人数は市内5路線のうち3路線が前年度を下回り、令和5年度の62,881人に対して令和6年度は62,126人と対前年比98.8%、755人の減少となったことから、バスの利用者が前年度より若干減少したことが分かる。
- ✓ 月別の乗車人数に着目すると、年間を通して利用者はほぼ横ばいであったが、1月、2月といった市内で最も冷え込みが激しい時期は利用者が落ち込んだ。冬場に外出を控える傾向はやむを得ないことではあるが、落ち込みを最低限に抑えることが課題である。
- ✓ 路線別に見ると、片丘線が前年度比105.13%と市内5路線の中で利用者が一番増えているが、他路線と比較すると1便当たりの乗車人数は4.2人と少ない。そのような状況を踏まえ、本年4月より「のるーと塩尻」の片丘エリアでの本格運行を開始したが、一方で片丘エリアから広丘駅への通勤利用やスクールバス併用といった一定のニーズがあるため「すてっぷくん」を一部残す形となった。今後も引き続きどのような運行形態が最適か研究していく必要がある。
- ✓ 洗馬線、宗賀線、檜川線においては、前年より利用者が減少したが、平均乗車人数が7～10人と多いことから、利用者を大量輸送することが可能なバスの運行は必須と考える。

1-2. 地域振興バス『すてっぷくん』 乗車人数 路線別推移（令和元年～令和6年）

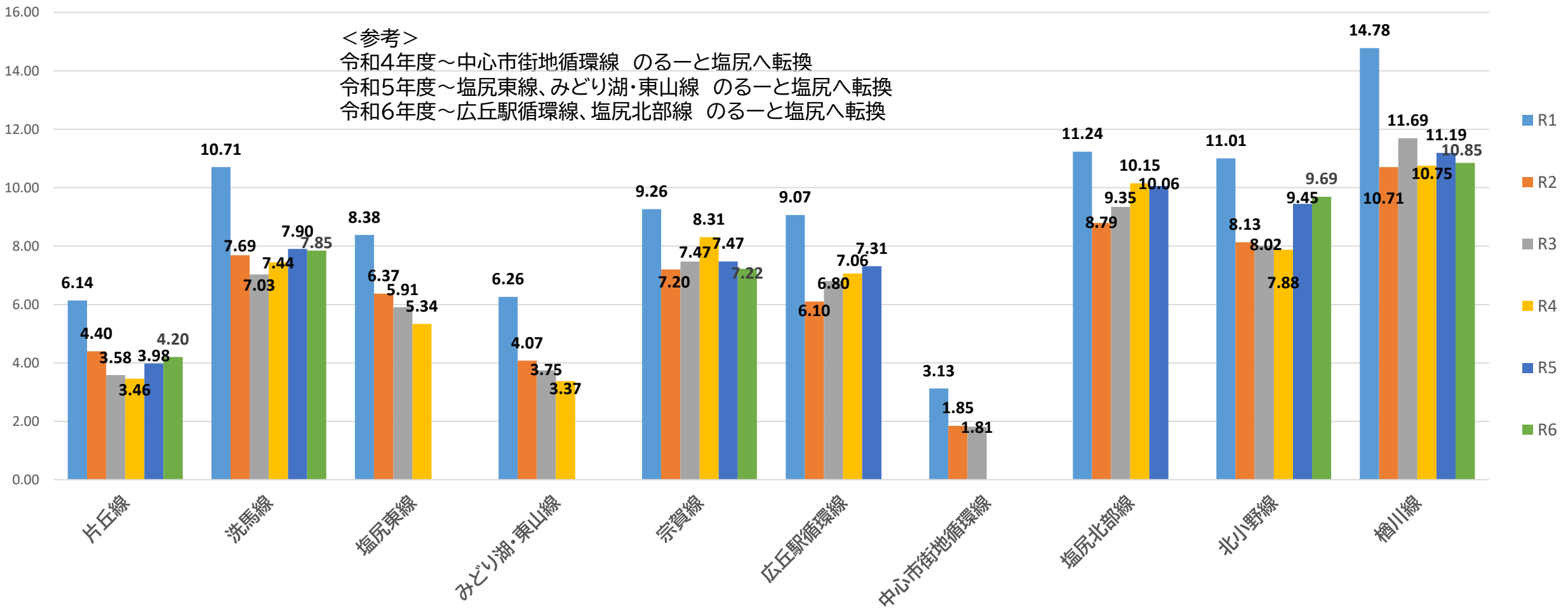
単位（人）



- ✓ 各路線とも令和元年に利用者が一番多く、その後、コロナ禍の影響により令和2年は一気に利用者が落ち込んだ。
- ✓ 現在運行している路線全てに共通して、コロナ禍で落ち込んだ利用者が徐々に回復傾向にあるが、コロナ禍より前の水準には戻っていない。
- ✓ 利用者が回復しているひとつの要因としてコロナ禍で外出を控えていた農山村地域にお住いの高齢者の方々が、公共交通を利用して外出する機会を増やしていることが考えられる。

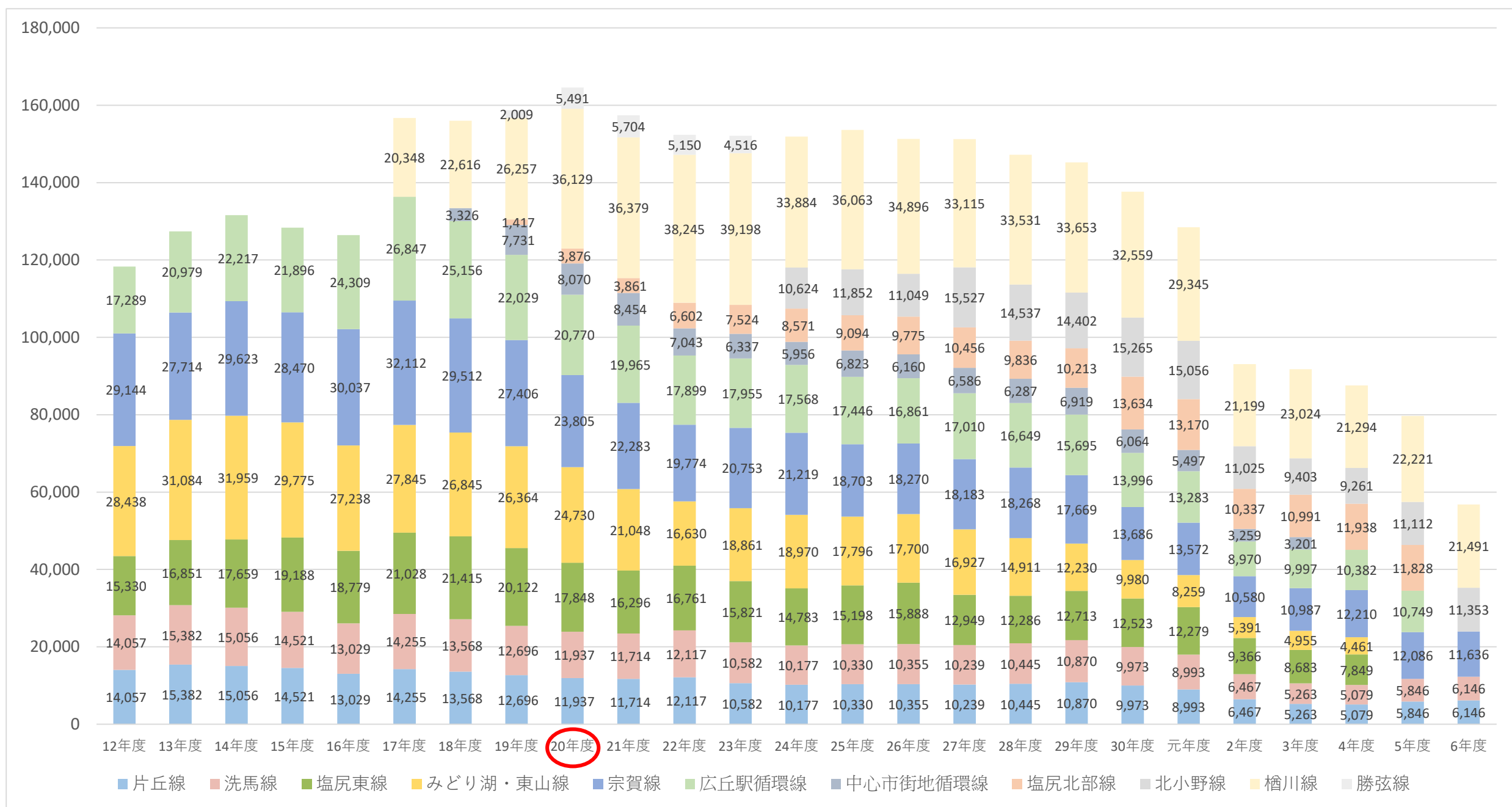
1 - 3. 地域振興バス『すてっぷくん』 1便あたり乗車人数 路線別推移 (令和元年～令和6年)

単位 (人)



- ✓ 令和元年は平均10人を超える路線が4路線であったが、令和6年は1路線まで減少している。
- ✓ コロナ禍で落ち込んでいた利用者が徐々に回復傾向にあり、農山村部から市街地を結ぶ多くの路線が平均7人を超えていることから、バスの運行を継続するとともに、コロナ前の水準へ近づけるために地域の実情に合った運行形態を探っていく必要がある。

年 度	4条路線									小計	自家用有償運行		小計	合計
	片丘線	洗馬線	塩尻東線	みどり湖・東山線	宗賀線	広丘駅循環線	中心市街地循環線	塩尻北部線	北小野線		檜川線	勝弦線		
12年度	14,057	21,094	15,330	28,438	29,144	17,289				125,352				125,352
13年度	15,382	21,373	16,851	31,084	27,714	20,979				133,383				133,383
14年度	15,056	21,859	17,659	31,959	29,623	22,217				138,373				138,373
15年度	14,521	20,629	19,188	29,775	28,470	21,896				134,479				134,479
16年度	13,029	20,279	18,779	27,238	30,037	24,309				133,671				133,671
17年度	14,255	23,065	21,028	27,845	32,112	26,847				145,152	20,348		20,348	165,500
18年度	13,568	21,747	21,415	26,845	29,512	25,156	3,326			141,569	22,616		22,616	164,185
19年度	12,696	19,560	20,122	26,364	27,406	22,029	7,731	1,417		137,325	26,257	2,009	28,266	165,591
20年度	11,937	16,733	17,848	24,730	23,805	20,770	8,070	3,876		127,769	36,129	5,491	41,620	169,389
21年度	11,714	16,250	16,296	21,048	22,283	19,965	8,454	3,861		119,871	36,379	5,704	42,083	161,954
22年度	12,117	15,992	16,761	16,630	19,774	17,899	7,043	6,602		112,818	38,245	5,150	43,395	156,213
23年度	10,582	15,566	15,821	18,861	20,753	17,955	6,337	7,524		113,399	39,198	4,516	43,714	157,113
24年度	10,177	16,346	14,783	18,970	21,219	17,568	5,956	8,571	10,624	124,214	33,884		33,884	158,098
25年度	10,330	16,416	15,198	17,796	18,703	17,446	6,823	9,094	11,852	123,658	36,063		36,063	159,721
26年度	10,355	17,032	15,888	17,700	18,270	16,861	6,160	9,775	11,049	123,090	34,896		34,896	157,986
27年度	10,239	15,980	12,949	16,927	18,183	17,010	6,586	10,456	15,527	123,857	33,115		33,115	156,972
28年度	10,445	15,461	12,286	14,911	18,268	16,649	6,287	9,836	14,537	118,680	33,531		33,531	152,211
29年度	10,870	15,187	12,713	12,230	17,669	15,695	6,919	10,213	14,402	115,898	33,653		33,653	149,551
30年度	9,973	15,034	12,523	9,980	13,686	13,996	6,064	13,634	15,265	110,155	32,559		32,559	142,714
元年度	8,993	15,688	12,279	8,259	13,572	13,283	5,497	13,170	15,056	105,797	29,345		29,345	135,142
2年度	6,467	11,301	9,366	5,391	10,580	8,970	3,259	10,337	11,025	76,696	21,199		21,199	97,895
3年度	5,263	10,328	8,683	4,955	10,987	9,997	3,201	10,991	9,403	73,808	23,024		23,024	96,832
4年度	5,079	10,941	7,849	4,461	12,210	10,382		11,938	9,261	72,121	21,294		21,294	93,415
5年度	5,846	11,616			12,086	10,749		11,828	11,112	63,237	22,221		22,221	85,458
6年度	6,146	11,500			11,636				11,353	40,635	21,491		21,491	62,126
計	269,097	416,977	351,615	442,397	517,702	425,917	97,713	153,123	160,466	2,835,007	595,447	22,870	618,317	3,453,324
これまでの乗客数ピーク時の人数														



1-4. 令和6年度フリー降車制度 利用状況

<フリー降車制度とは・・>

令和4年5月1日のダイヤ改正に伴い開始したサービスで、利用者がバス停留所以外の任意の場所で降車を可能とする制度です。利用する際は乗車時に運転手へあらかじめ降車場所を伝える必要があります。現在、利用可能な路線は北小野線、洗馬線、宗賀線の3路線となっています。

<令和6年度実績> 単位(人)

	北小野線	洗馬線	宗賀線
4月	17	0	8
5月	23	22	7
6月	21	20	14
7月	26	1	9
8月	17	2	9
9月	12	1	11
10月	10	4	8
11月	10	1	6
12月	9	1	5
1月	8	2	4
2月	9	1	6
3月	10	0	6
小 計	172	55	93
合 計	320		
1日あたり平均乗車人数	0.59	0.19	0.32
1便あたり平均乗車人数	0.15	0.04	0.06
フリー降車区間距離(km)	11.32	14.23	2.17

<前年との比較> 単位(人)

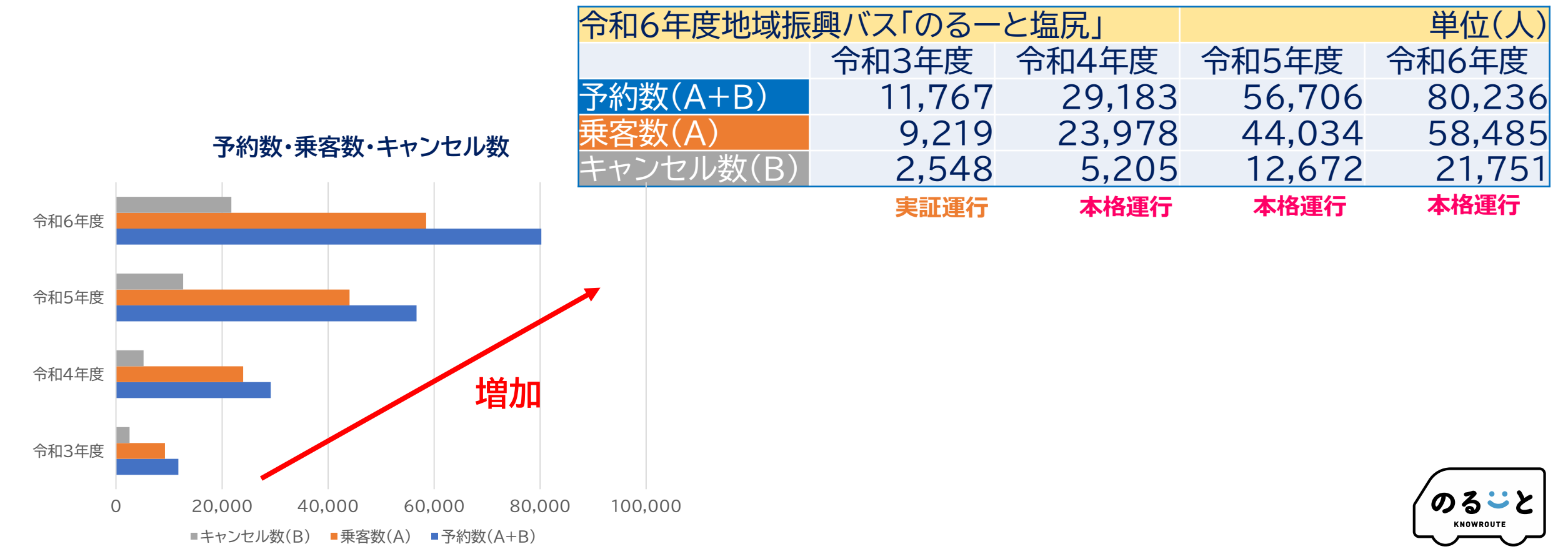
	北小野線	洗馬線	宗賀線	合計
【R5】乗車総人数	233	55	76	364
【R6】乗車総人数	172	55	93	320
増減	▲61	0	17	▲44
対前年比(%)	73.82	100.00	122.37	87.91
【R5】1便当たり乗車人数	0.20	0.04	0.05	0.29
【R6】1便当たり乗車人数	0.15	0.04	0.06	0.25
増減	▲0.05	0	0.01	▲0.04

- ✓ 全体的に利用者が減少したため、制度の周知・PRに加え、周知方法も工夫して行っていく必要がある。
- ✓ 北小野線の利用が令和5年度と比較して減少したが、3路線の中では利用者が一番多く全体の半数以上を占めている。
- ✓ 宗賀線の利用は令和4年度から増加傾向にあり、制度自体が利用者へ根付きつつあると実感している。

1. 「すてっぷくん」の運行状況
2. 「のるーと塩尻」の運行状況
3. 地域振興バスの運行費用

2- 1. 令和 6 年度地域振興バス『のるーと塩尻』 予約数・乗客数・キャンセル数

- ✓ 地域振興バスの新たな交通モードである「のるーと塩尻」は令和3年度(10月～)から実証運行を開始。
- ✓ 令和4年4月から地域振興バスすてっぷくん「中心市街地循環線」を、令和5年4月から「みどり湖・東山線」「塩尻東線」を、令和6年4月から「塩尻北部線」「広丘駅循環線」をそれぞれ「のるーと塩尻」へ転換。
- ✓ 令和6年10月から片丘地区での実証運行を開始。

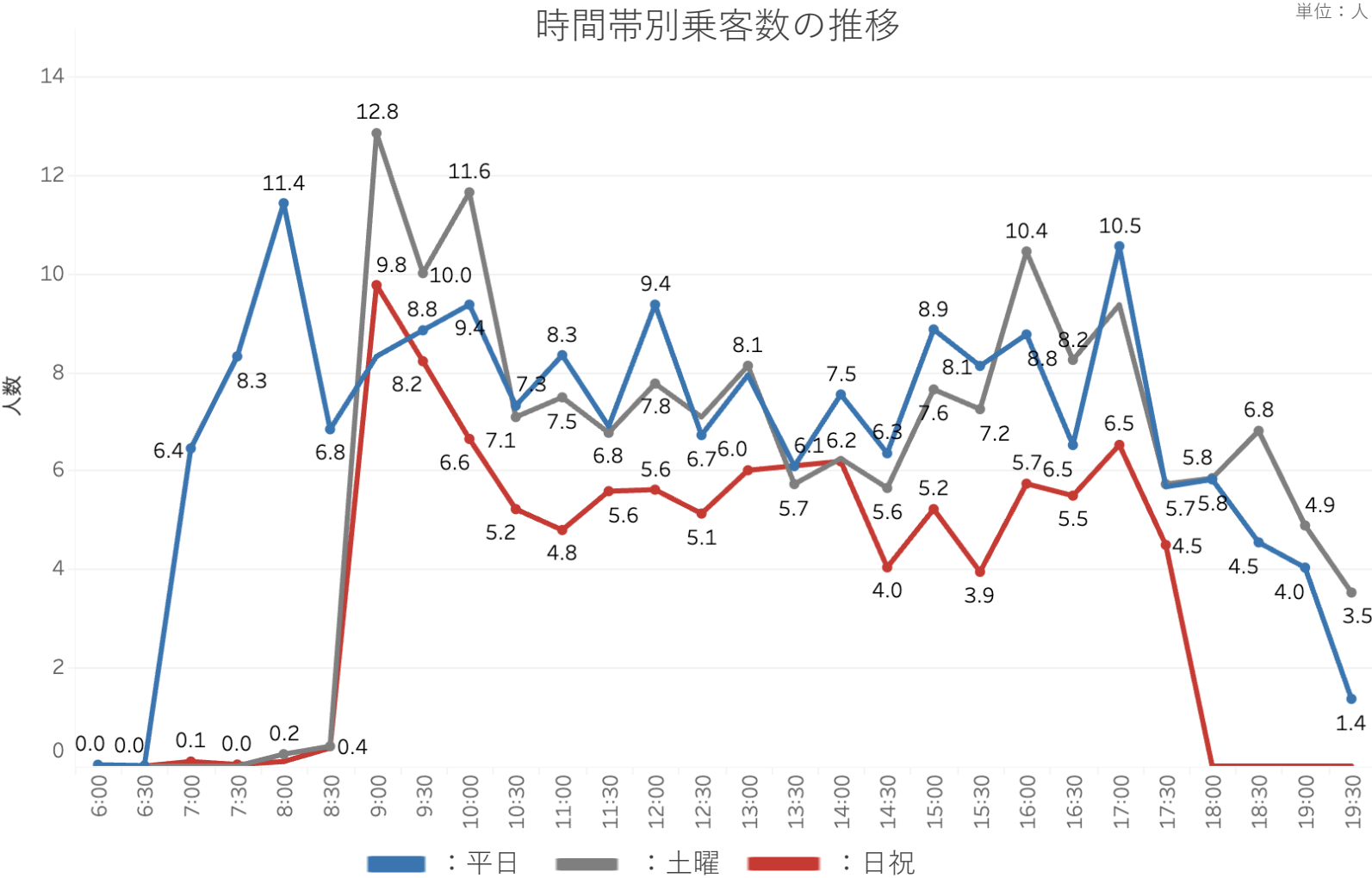


2-2. 令和6年度地域振興バス『のるーと塩尻』運行実績

時間帯別乗客数の推移（日次）

- ✓ 全曜日共通の傾向として、朝9時前後の利用が多い。
- ✓ 特に平日は朝8時台の利用がピークとなっている。
- その他平日は17時、土曜は16時、日祝は10時頃が利用が多い時間となっている。

集計期間：24年10/1～25年3/31



✓ 片丘エリア実証期間(令和6年10月～令和7年3月末)の乗車・降車ゾーン別に実績を記載
(総乗客数:30,278人)

乗車ゾーン

降車ゾーン								集計期間:24年10/1～25年3/31	
	大門	広丘高出	桔梗ヶ原	塩尻東	広丘・吉田	松本	片丘	合計	
大門	2165	2477	536	2087	1382	157	230	9034	
広丘高出	2790	882	303	394	2278	121	196	6964	
桔梗ヶ原	464	345	76	283	168	38	7	1381	
塩尻東	2535	513	235	399	304	54	12	4052	
広丘・吉田	1537	1791	137	300	2784	422	243	7214	
松本	101	112	23	46	286		47	615	
片丘	302	202	18	15	326	145	10	1018	
合計	9894	6322	1328	3524	7528	937	745	30278	

(留意点)
✓ 洗馬ゾーンは、桔梗ヶ原ゾーンに含む

2-2. 令和6年度地域振興バス『のるーと塩尻』運行実績

ゾーン別移動パターン（累積乗客数）

- ✓ 大門を含む移動利用が約55%を占めており最も多く、次いで広丘・吉田地区を含む移動が約42%を占めます。
- ✓ 片丘を含む移動利用は約6%と他のエリアと比較しても最も少ない利用となります。

（総乗客数：30,278名）

約10km

集計期間：24年10/1～25年3/31



- ✓ 桔梗ヶ原、塩尻東、片丘エリアについてはエリア内に目的地となる場所がなく、市街地エリアと比較すると、エリア内移動が少なくなっている。

- （留意点）
- ✓ 洗馬ゾーンは、桔梗ヶ原ゾーンに含む
 - ✓ 東山霊園ゾーンは、塩尻東ゾーンに含む
 - ✓ 松本医療センター・村井駅は広丘・吉田ゾーンに含む
 - ✓ 百寿荘ゾーンは片丘ゾーンに含む
 - ✓ 少数点第一位を四捨五入
 - ✓ 0%の矢印は表示なし

約9km

2-2. 令和6年度地域振興バス『のるーと塩尻』実証運行実績

MP別乗降者数ランキング（累積乗客数）

集計期間:24年10/1～25年3/31

乗車MP TOP35（乗客数）

1	大-1 塩尻駅東口	3,213
2	広-37 GAZA（ギャザ）北口正面	1,207
3	大-4 ウイングロード	1,073
4	大-3 えんぱーく	804
5	広-21 広丘駅東口	667
6	高-⑤-5 ツルヤ広丘店	660
7	高-②-1 ザ・ビッグ塩尻広丘店	636
8	宗-2 西友塩尻西店	489
9	大-2 塩尻市役所	476
10	高-⑤-4 ふれあいセンター-広丘	459
11	松-2 まつもと医療センター（東向き）	431
12	大-16 セブンイレブン塩尻日ノ出町店	408
13	大-12 カワチ薬品塩尻店	403
14	吉-17 吉田三区八常会集会所	389
15	東-30 松原区ふれあい広場	334
16	広-20 広丘駅西口	331
17	高-④-1 セブンイレブン塩尻高出店（西向き）	320
18	高-④-2 中島書店（南向き）	306
19	東-16 JA松本ハイランド塩尻地域交流センター	286
20	高-①-3 カインズ塩尻店	285
21	高-③-11 レオパレス芝茶屋（西向き）	283
22	広-32 野村公民館（南向き）	277
23	吉-1 信州健康ランド	273
24	高-③-10 ローソン塩尻桔梗ヶ原店	267
25	東-1 塩尻協立病院	241
26	広-1 松本歯科大学	234
27	高-③-1 佐々木整骨院（東向き）	232
28	大-26 栈敷原児童公園	230
29	高-④-1 セブンイレブン塩尻高出店（東向き）	213
30	高-④-2 中島書店（北向き）	205
31	吉-23 デリシア吉田原店	204
32	吉-26 吉田原団地中（南向き）	203
	高-①-2 デリシア塩尻東店	203
34	東-10 町区公民館（西向き）	201
35	高-①-1 中村病院	199

降車MP TOP35（乗客数）

1	大-1 塩尻駅東口	4,004
2	大-4 ウイングロード	1,419
3	広-21 広丘駅東口	1,300
4	広-37 GAZA（ギャザ）北口正面	1,013
5	高-②-1 ザ・ビッグ塩尻広丘店	711
6	大-3 えんぱーく	694
7	松-2 まつもと医療センター（東向き）	590
8	高-⑤-5 ツルヤ広丘店	578
9	高-⑤-4 ふれあいセンター-広丘	568
10	広-20 広丘駅西口	530
11	大-2 塩尻市役所	527
12	宗-2 西友塩尻西店	427
13	大-12 カワチ薬品塩尻店	421
14	広-1 松本歯科大学	345
15	吉-17 吉田三区八常会集会所	341
16	松-1 村井駅	340
17	高-④-1 セブンイレブン塩尻高出店（西向き）	313
18	高-①-1 中村病院	311
19	東-30 松原区ふれあい広場	295
20	高-①-3 カインズ塩尻店	251
21	吉-1 信州健康ランド	248
22	東-19 とをしや薬局塩尻中学前店（東向き）	246
23	広-32 野村公民館（南向き）	245
	大-16 セブンイレブン塩尻日ノ出町店	245
25	高-④-2 中島書店（北向き）	238
26	大-14 塩尻市立体育館（東向き）	231
27	宗-7 桔梗ヶ原病院	214
28	広-29 アピナ塩尻店	213
29	吉-28 吉田原団地北（南向き）	211
30	高-①-2 デリシア塩尻東店	202
31	大-14 塩尻市立体育館（西向き）	201
32	大-6 ホテル中村屋	196
33	高-③-11 レオパレス芝茶屋（東向き）	194
	高-④-1 セブンイレブン塩尻高出店（東向き）	194
35	広-19 えんてらす	193
	東-1 塩尻協立病院	193

- ✓ MP利用TOP35においては、大門、塩尻東エリアの利用が多くみられた。
- ✓ 最も利用の多いMPは、乗車・降車ともに塩尻駅となっており、電車との接続での利用が多いと考えられる。

1. 「すてっぷくん」の運行状況
2. 「のるーと塩尻」の運行状況
- 3. 地域振興バスの運行費用**

3-1. 運行経費

単位（円）

年度	すてっぷくん		のるーと塩尻	合計
	アルピコタクシー(株)	大新東(株)		
令和5年度	67,052,716	22,783,200	84,885,000	179,624,916
令和6年度	52,844,308	24,169,200	95,927,116	179,284,343
増減	▲12,555,698	1,386,000	11,042,116	▲340,092

3-2. 運賃収入について

単位（円）

年度	すてっぷくん		のるーと塩尻	合計
	アルピコタクシー(株)	大新東(株)		
令和5年度	6,272,997	2,187,709	6,288,000	14,748,706
令和6年度	4,032,287	2,148,985	8,671,700	14,852,972
増減	▲2,240,710	▲38,724	2,383,700	104,266

<参考> 運賃収入について
・現金収入分+回数券収入分

※すてっぷくん アルピコタクシー(株) 運行路線数
・令和5年度：6路線
・令和6年度：4路線

※のるーと塩尻 運行エリア
・令和5年度：中心市街地、塩尻東、広丘・吉田
・令和6年度：中心市街地、塩尻東、広丘・吉田、片丘

- ✓ 運行経費について、社会情勢の影響による人件費の増加や燃料費の高騰で運行経費自体は上がっている。そのため、檜川線を運行する大新東(株)に係る運行経費は前年より増加している。
- ✓ 檜川線以外のすてっぷくんについてはアルピコタクシー(株)が運行しており、令和5年度より運行路線数が減少しているため、運行経費が前年より減少している。しかし大新東(株)と同じく人件費の増加や燃料費高騰の影響を受けている。
- ✓ のるーと塩尻については、令和6年10月より新たに片丘エリアが運行開始となり、運行車両が1台増加したため、運行経費は前年より増加している。
- ✓ 運賃収入の内訳について、現金利用が約7割、回数券や高齢者の運転免許返納時に配布している共通利用券の利用が約3割となっている。

【参考】 令和 6 年度地域振興バス『のるーと塩尻』 運行経費・国補助活用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本格運行	-	41,151	58,223	82,797
実証運行	40,940	19,500	26,662	13,130
国補助	13,320	9,750	13,330	8,734

※令和3年～令和5年度…地方創生推進交付金・デジタル田園都市国家構想交付金
 令和6年度…地域公共交通確保維持改善事業費補助金(共創・MaaS実証プロジェクト)を使用

報告案件(3)

塩尻市地域公共交通計画 事業効果の評価について

1. 地域公共交通計画における施策体系

2. 計画目標別の施策実施状況

3. 評価指標及び目標値の進捗状況

【趣旨】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第七条の2に基づき実施するものであり、塩尻市地域公共交通計画で位置付けた4つの目標に基づく「取り組み施策」において、事業を着実に推進していくため、定期的に結果の評価・検証を行い、次年度以降の改善に繋げることを目的としています。

(参考：地域公共交通計画の評価等)

第七条の二 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合においては、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。

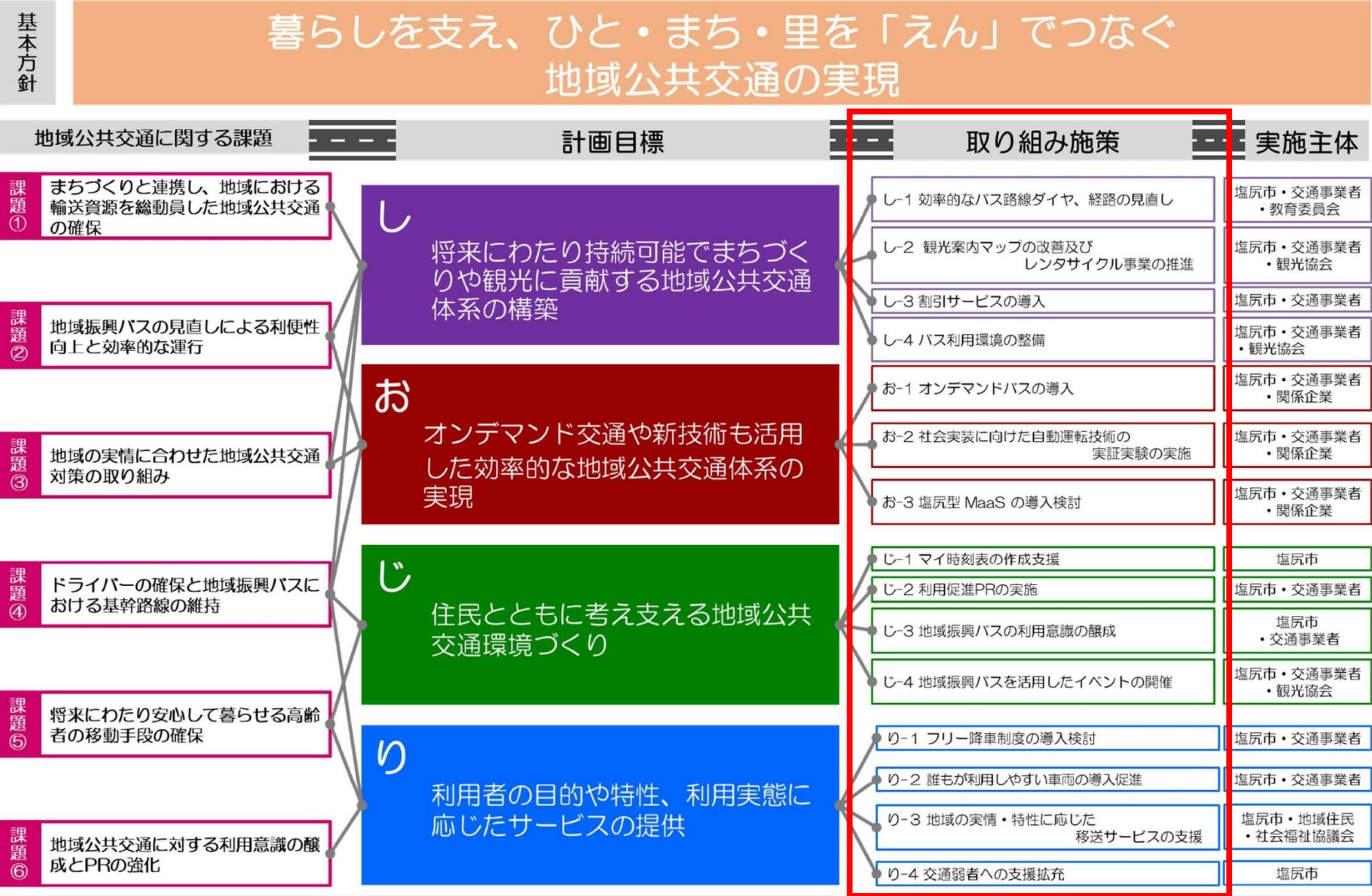


地域公共交通計画とは・・・

地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の第5条に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために作成していくもので、塩尻市は2021年7月に策定しています。

目指す地域公共交通ネットワークの実現に向けた施策体系



1. 地域公共交通計画における施策体系

2. 計画目標別の施策実施状況

3. 評価指標及び目標値の進捗状況

計画目標『し』 将来にわたり持続可能でまちづくりや観光に貢献する地域公共交通体系の構築

施策	取り組み施策	実施結果
し-1	効率的なバス路線ダイヤ 経路の見直し	・ 令和5年度の実証運行結果に基づき、令和6年4月より広丘駅循環線及び塩尻北部線を「のるーと塩尻」へ本格転換。 ・ 令和8年度のダイヤ改正に向けて、檜川線、北小野線、宗賀線、洗馬線のOD調査を実施。 ・ 令和7年4月より片丘地区で「のるーと塩尻」が本格運行を開始した一方で、スクールバス機能の維持やまとまった移動需要の確保を目的に「すてっぷくん」片丘線の一部の便で継続運行することを決定。 ・ 塩尻北部線においては令和6年4月より「のるーと塩尻」へ機能転換したが、まつもと医療センターへの予約が取りづらいという要望に応えるため、利便性向上を目的としたセミデマンド方式を令和6年10月に導入、令和7年4月より塩尻北部線の一部の便を復活することを決定。
し-2	観光案内マップの改善及び レンタサイクル事業の推進	・ 塩尻市観光協会で実施しているレンタサイクルの利用が1,069件。
し-3	割引サービスの導入	・ 「すてっぷくん」及び「のるーと塩尻」における回数券サービスを継続実施。 ・ 「のるーと塩尻」の各区分における運賃割引制度を継続実施。 ・ 「すてっぷくん」を利用して通学する小中学生39名（片丘小学校17名、檜川小中学校22名）に対して使用料減免に係る乗車証を発行。
し-4	バス利用環境の整備	・ 「すてっぷくん」におけるナンバリング施策を継続実施。 ・ 「すてっぷくん」の安全対策向上に係る交通安全上危険なバス停解消のため計11箇所のバス停を移設。【内訳】片丘線：6箇所、塩尻北部線：2箇所、宗賀線1箇所、宗賀線・檜川線共通：2箇所 ・ 「のるーと塩尻」車内にデジタルサイネージを設置し、運行情報等の情報発信を継続実施。

計画目標『お』 オンデマンド交通や新技術も活用した効率的な地域公共交通の実現

施策	取り組み施策	実施結果
お-1	オンデマンドバスの導入	・令和6年10月より片丘エリアで「のるーと塩尻」の実証運行を開始し、令和7年3月31日までの利用者が30,278人。 ・片丘エリアでの「のるーと塩尻」実証運行に伴い、制度概要や利用方法等に係る地元説明会を片丘地区で15回開催。その他に社会福祉協議会やケアハウスえんれいからの要望で説明会を1回ずつ開催。 ・片丘地区での「のるーと塩尻」の本格運行に向けて、実証運行開始から12月までアンケート調査を実施。 ・実証運行の結果、令和7年4月より片丘エリアで「のるーと塩尻」の本格運行を開始。
お-2	社会実装に向けた自動運転技術の実証実験の実施	・令和7年1月から2月にかけて、塩尻駅、塩尻市役所間において全国初となる運転席無人の自動運転レベル4運行実証と将来的な自動運転サービスの構築を目指し、大手小売店や地域商店と連携した自動運転レベル2運行及び収益拡大施策を実施し373名が試乗。 ・自動運転シンポジウムや地域イベントと連動した試乗会を実施し、地域内における技術理解、受容性向上施策を展開。
お-3	塩尻型MaaSの導入検討	・塩尻型MaaSアプリ及び利用状況の可視化・分析、データに基づく施策推進のためのダッシュボードアプリを活用。 ・塩尻型MaaSアプリの登録者は令和6年度の1年間で576名に増加。 ・塩尻型MaaSアプリでは、プッシュ通知等のアプリと公共交通の利用促進に向けた施策を実施し、利用状況はダッシュボードを活用して分析を行った。 ・「のるーと塩尻」の車内にタブレット端末を設置し広告を掲載する「モビリティサイネージ導入実証」を実施。 ・地域事業者と連携した外出促進施策を「のるーと塩尻」ユーザーの行動変容の促進及び地域事業者の情報発信による認知向上や地域経済活性化を目指すサービスについて検証。

計画目標『じ』 住民とともに考え支える地域公共交通環境づくり

施策	取り組み施策	実施結果
じ-1	マイ時刻表の作成支援	・申請件数は0件。【過去の実績】R3：2件、R4：3件、R5：0件 ・「すてっぷくん」の路線が減少し、「のるーと塩尻」が普及し始めたこともあり、今後は現状に即した内容へ見直すことが必要。
じ-2	利用促進PRの実施	・運転免許自主返納者に対して行っている、タクシー、「すてっぷくん」、「のるーと塩尻」で利用可能な共通利用券の配布事業を継続実施。 ・フリー降車制度の利用促進のため、令和7年4月よりバス車内音声にて制度案内を実施。
じ-3	地域振興バスの利用意識の醸成	・令和6年度時点で「すてっぷくん」が継続運行する地区において、令和8年度のダイヤ改正に向けた意見交換会を4回実施。【内訳：檜川・北小野・宗賀・洗馬 各1回】 ・片丘エリアでの「のるーと塩尻」実証運行に伴い、制度概要や利用方法等に係る地元説明会を片丘地区で15回開催。その他、社会福祉協議会やケアハウスえんれいからの要望で説明会を1回ずつ開催。
じ-4	地域振興バスを活用したイベントの開催	・令和6年9月30日に宗賀小学校において、アルピコタクシー(株)塩尻営業所の運転手さんに協力いただきバスの乗り方教室を開催。

計画目標『り』 利用者の目的や特性、利用実態に応じたサービスの提供

施策	取り組み施策	実施結果
り-1	フリー降車制度の導入検討	・令和6年度の利用実績は3路線合計で320人で令和5年度の364人と比較すると減少。 【内訳：北小野線172人(233人) 洗馬線55人(55人) 宗賀線93人(76人)R6実績 *()内はR5数値】 ・フリー降車導入区間は【北小野線11.32km、洗馬線14.23km、宗賀線2.17km】となっており、制度開始時と変更なし。
り-2	誰もが利用しやすい車両の導入促進	・「すてっぷくん」におけるユニバーサルデザイン車両が12台中5台。 ※ユニバーサルデザイン車両：高齢者や妊娠中の女性、車イス利用者等、誰もが利用しやすいように設計された車両 ・「のるーと塩尻」車両へ手すり及びステップを設置し、乗降しやすい環境を整備。
り-3	地域の実情・特性に応じた移送サービスの支援	・塩尻市社会福祉協議会主催で移動支援等の交通課題解決に係る検討チーム会議や学習会等を計14回実施。 ・洗馬地区で住民主体の移動支援サービスの実現に向けた移動支援検討会を発足し、月に1回程度で検討会を開催。 ・檜川地区における公共交通空白地有償運送事業に対して事業費補助を実施。 ・片丘地区において掃除などの家事援助のほか、移動手段のない高齢者の通院等の送迎サービスを住民参加型の有償で行う「お助けネットかたおか」の利用者数が72人。
り-4	交通弱者への支援拡充	・高齢者の生活支援サービスとして、自動車等の交通手段を持たない高齢者世帯かつ住民税非課税世帯に対して、通院や福祉施設等への通所、買い物等に利用できる「高齢者タクシー利用助成事業」の利用が8,071枚。 ・車いすまたは寝たまま乗車できる寝台タクシー利用に対する「寝台タクシー利用料金助成制度」の利用が394回。

1. 地域公共交通計画における施策体系

2. 計画目標別の施策実施状況

3. 評価指標及び目標値の進捗状況

	評価指標	2019年 ＊基準年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年 (中間年度)	2024年度	2026年 ＊目標年度
	地域振興バス 利用者数	135,142人	97,895人	105,715人	117,393人	129,492人 (140,000人)	120,611人	151,000人
2	収支率	13.0%	8.8%	7.2%	7.9%	8.2% (－)	8.3%	18.0%
3	公的負担額	92,468,000円	99,945,930円	126,549,155円	144,671,629円	154,767,119円 (－)	158,947,343円	現状維持
4	利用者満足度	26.2%	30.8%	33.2%	32.0%	39.2% (32.0%)	33.0%	34.0%

【評価指標および目標値における評価】

- 地域振興バス利用者数は昨年度までコロナ禍の2020年度と比較して上昇傾向にあったが、2024年度は前年度から約8,800人ほど減少した。
- 収支率の減少及び公的負担額の増加は、計画当初と比較して燃料費や人件費の高騰等、社会情勢の大きな変化が生じたことに加え「のるーと塩尻」における割引施策の導入もあり、想定していたよりも収入が増加しなかったことが要因であると考える。
- 利用者満足度においても、利用者数同様に昨年度まで増加傾向であったが、2024年度は前年度から約6%減少した。
- このような実態を踏まえて、利用者及び満足度の減少を食い止めるためには、現状の利用実態を把握した上で要望等を再確認し、ニーズに応じた最適な仕組みやダイヤ編成を行っていく必要がある。
- 収支率及び公的負担額においては、現況の実態をもとに計画見直しに向けて、様々な施策を含め再検討が必要である。

議案第3号

令和8年度

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
の認定申請について

➤ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について国が支援していくものです。

本市は北小野線に係る北小野地区の一部が該当し、北小野線に対して国の補助メニューの1つである地域公共交通確保維持改善事業費補助金の1つである「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金(通称:フィーダー補助)」を活用し、運行経費を補完していきます。

1. フィーダー補助の概要

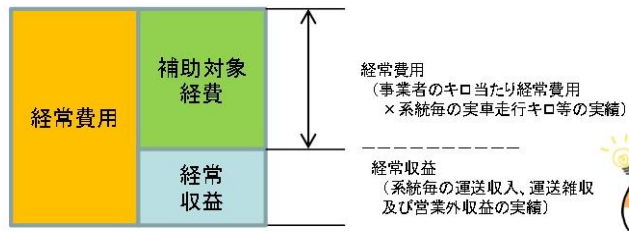
そもそも「フィーダー補助金」とは・・・??

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は**活性化法法定協議会**



補助率は・・・??

- 補助率は補助対象経費※1の1/2
- ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- **ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる**
- 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文の算定式を基に算出



補助対象経費算定方法 イメージ

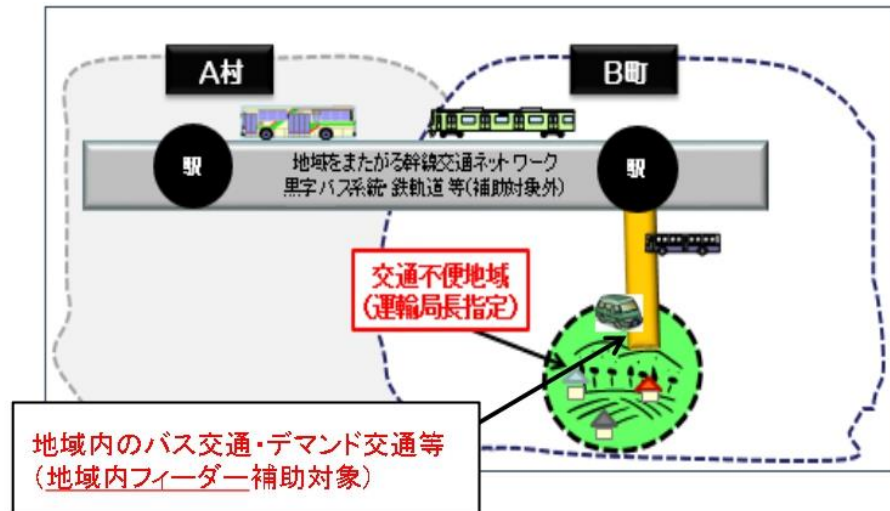
赤字(経常費用>経常収益)の系統に対する補助金です。
(系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません!)

国交省作成:「フィーダー補助の基礎について」より抜粋

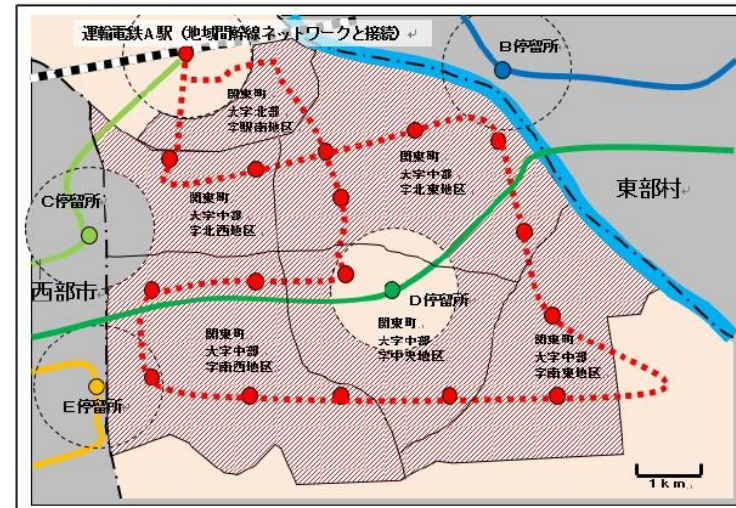
接続性要件②(2): 地方運輸局長等が指定する交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものであること

- 運輸局長指定の交通不便地域とは、フィーダー系統の利用を前提とする地域であって、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等が存しない地域
- 指定を受けた交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものが対象

局長指定の交通不便地域における地域間交通ネットワークへの接続イメージ図



局長指定の交通不便地域のイメージ図( = 交通不便地域)



運輸局長指定の交通不便地域の詳細については、各運輸支局にご相談ください！



国交省作成:「フィーダー補助の基礎について」より抜粋

➤ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の認定申請について

(地域公共交通計画の認定の申請)

第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

2 前項の認定の申請は、様式第1－1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。



「地域公共交通確保維持改善事業
費補助金交付要綱」より抜粋

上記の要綱に基づき、本協議会で承認を受けるものです。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 塩尻市地域公共交通会議
住 所 塩尻市大門七番町 3 番 3 号
代表者氏名 会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 7 年 月 日

(名称) 塩尻市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

塩尻市では、民間路線バスが次々に廃止される中で、中心市街地の活性化の促進と併せ、車を運転できない高齢者等交通弱者の移動を支援する目的で平成 11 年から「塩尻市地域振興バス」を運行し、市民のニーズに対応するため、これまで様々な変更を加えてきた。

現在、本市が運営する地域振興バスは、J R 塩尻駅前バス乗場を中心として、公共施設や病院等を結ぶ 6 路線で、高齢者等を中心に生活に不可欠な交通として機能している。

北小野地区は J R 小野駅があるものの、地区の一部は駅から 1 k m 以上離れている集落で地域振興バス路線がなければ交通不便地域となっている。

また、市街地周辺に比べ中山間地域の老年人口割合が高くなる傾向が顕著に出ており、今後、その生活支援としての交通手段の確保・維持が重要な課題となっている。

このため、勝弦線（市町村運営有償運送・平成 23 年度をもって廃止）に替わり、交通空白地域である北小野地区（上田、宮前、古町、勝弦）を経路に含む北小野線（平成 24 年度より運行開始）を運行することによって、公共交通空白地域の解消を図りながら、効率的で持続可能な地域内交通を確保・維持するとともに、J R 塩尻駅及び J R 小野駅（地域間交通ネットワーク）に接続することにより、広域的な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

北小野線は J R 塩尻駅前を起点とし、北小野地区や J R 小野駅を経由する経路を 1 日 4 回運行する。（平成 24 年 10 月から本格運行を開始）

利用者数においては、令和 6 年度事業（令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月）は目標値として 1 回あたりの平均乗車人数 10 人、年間利用者数 11,640 人と設定したが、実績としては 1 回あたりの平均乗車人数 9.74 人、年間利用者数 11,457 人と計画に位置付けられた目標値を下回る結果となった。

今後は、令和 8 年 5 月にダイヤ改正を予定しているため、OD 調査や住民意見交換会を実施し利用者や地域住民の声を収集し地域にとって最適な形を目指すとともに、鉄道との接続といった部分を今まで以上に考慮し、より効率的なダイヤの編成を行っていく。

目標値においては、令和 6 年度は令和 5 年度と比較すると利用者は増加しているため（参考令和 5 年度数値：平均乗車人数 8.6 人、年間利用者数 10,063 人）、そのような状況を踏まえて令和 6 年度と同様の「1 回あたりの平均乗車人数 10 人、年間利用者数 11,640 人」とする。

収入及び本市の支出負担額に係る目標値においては、収入は年間利用者数の目標値を基本とした 110 万円、支出負担額は令和 6 年度の実績をベースとして 650 万円とそれぞれ設定する。

また、収支率においては令和 6 年度が 11.7%であったことを踏まえ、今年度も同水準を目標値として設定する。

【塩尻市地域公共交通計画：76 ページ～78 ページに記載】

(2) 事業効果

当該路線を維持することにより、交通空白地域が解消され、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保されるとともに、地域間交通ネットワークとの接続により、広域的な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

●実施事業

- ・地域振興バス全路線の運行経路図及び運行時刻表の作成・配布
- ・OD 調査、利便性向上に向けた施策や運行経路の変更、ダイヤ見直しの実施
- ・高齢者運転免許証自主返納支援事業による公共交通の利用促進
- ・「塩尻市地域公共交通計画」に位置付ける取り組み施策の推進
- ・公共交通に係る課題分析や今後のビジョンを明確にするための住民意見交換会を開催
- ・交通安全運動に付随したバスの乗り方教室の開催

●実施主体

- ・塩尻市地域公共交通会議

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

- ・運行系統の概要及び運行事業者

運行系統名	北小野線
系統区間	(勝弦先廻り) 塩尻駅前～塩尻東保育園前～塩嶺別荘地北～勝弦詰所前～小野駅～小野駅西～塩尻東保育園前～塩尻駅前 (古町先廻り) 塩尻駅前～塩尻東保育園前～小野駅西～小野駅～勝弦詰所前～塩嶺別荘地北～塩尻東保育園前～塩尻駅前
回数／日	4 回
運行事業者	アルピコタクシー (株)

- ・運行経路図及び運行時刻表を添付
- ・運行予定者

運行予定者であるアルピコタクシー (株) (平成 28 年 4 月、信州アルピコタクシー (株) と合併) は、平成 26 年 10 月 1 日にアルピコ交通 (株) から当該路線を引き継いで運行を開始し、バス営業所、車両、乗務員等一式を引き継ぎ、過去に当該地域を運行経路に含む路線バスを運行していたことから当該地区の地域特性 (冬期間における降雪・積雪時の安全輸送や緊急時に対する代替ルートなどの道路網を熟知) に対し技術・知識を有している。

また、既存の塩尻市地域振興バスも運行しているため、現有車両による効率的運用ができることや地場産業の育成支援等の内容を総合的に検討し、協議会での協議を経て決定した。

なお、北小野線については辰野町の一部地域が運行経路に含まれているが、運行経費から国庫補助金を差し引いた金額を本市が全額負担しているため、辰野町の地域公共交通計画に位置づけていない例外適用の運行系統となっている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る北小野線について、塩尻市から運行事業者への補助金額は運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や利用者傾向を把握するためのOD調査（車内聞き取り含む） ・利用者実態を把握するためのアンケート調査 ・公共交通に係る課題分析や今後のビジョンを明確にするための住民意見交換会を開催
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- 第27回 令和4年6月27日（令和4年度 第1回）
・生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 第28回 令和4年12月22日（令和4年度 第2回）
・令和4年度事業評価について協議、承認
- 第30回 令和5年7月6日（令和5年度 第1回）
・生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 第31回 令和5年12月25日（令和5年度 第2回）
・令和5年度事業評価について協議、承認
- 第33回 令和6年6月25日（令和6年度 第1回）
・生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- 第34回 令和6年12月23日（令和6年度 第2回）
・令和6年度事業評価について協議、承認

19. 利用者等の意見の反映状況

ダイヤ改正や経路見直しを行う際は、車内聞き取り調査を含めたOD調査及びアンケート調査を実施するとともに、各地区で説明会を実施し意見聴取を行い、塩尻市地域公共交通会議において検討、反映している。

地域公共交通計画を策定するにあたっては、上記に加えて福祉、教育、観光の各部門より現状を聴取し意見を反映するとともに、利用実態の少ない高校生を対象にアンケート調査を実施しニーズの把握や利用促進策を検討した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県塩尻市大門七番町3番3号

(所 属) 塩尻市建設部都市計画課計画係

(氏 名) 中山 寛斗

(電 話) 0263-52-0280 (内線 1152)

(e-mail) toshi@city.shiojiri.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
塩尻市	アルピコタクシー株式会社	(1) 北小野線 古町先廻り	塩尻駅	小野駅	塩尻駅	往 31.8 km 復 km	292日	584回			路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワーク JR中央本線塩尻駅に接続	③
		(2) 北小野線 勝弦先廻り	塩尻駅	小野駅	塩尻駅	往 31.8 km 復 km	292日	584回			路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワーク JR中央本線塩尻駅に接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	塩尻市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	1,075

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1,075	古町地区の一部、大出地区の一部、宮前地区の一部、上田地区の一部、勝弦地区の一部	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
塩尻市地域公共交通計画	令和3年7月1日	令和4年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(リ)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

塩尻市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
塩尻市地域公共交通計画 P52～54、P56～58
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
塩尻市地域公共交通計画 P44、P52～54
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
塩尻市地域公共交通計画 P33、P57～58、P72
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
塩尻市地域公共交通計画 P76～78

地域内フィーダー系統確保維持事業（路線型）運行便数算出表

自治体名		塩尻市				事業者名		アルピコタクシー株式会社				申請番号		1		運行系統名		北小野線(勝弦先廻り)												計画実車キロ						
系統キロ程(往路)		31.87 km				系統キロ程(復路)								循環系統の別		循環系統		計画運行日数		292日		計画運行回数		584.0回		実績運行日数		日		実績運行回数		0.0回		18,612.1km		
		:土曜				:日曜				:祝日																										
2025 ~ 2026		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計			
10月	曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計	
	計画運行回数	往路	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	52	52		
		復路																															0	0		
	実績運行回数	往路																															0	0		
		復路																															0	0		
11月	曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		月計	累計	
	計画運行回数	往路	2			2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	46		98		
		復路																														0		0		
	実績運行回数	往路																														0		0		
		復路																														0		0		
12月	曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計	
	計画運行回数	往路	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2			50	148		
		復路																														0	0			
	実績運行回数	往路																															0	0		
		復路																															0	0		
1月	曜日		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計	
	計画運行回数	往路					2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	46	194		
		復路																														0	0			
	実績運行回数	往路																															0	0		
		復路																															0	0		
2月	曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				月計	累計	
	計画運行回数	往路		2	2	2	2	2	2		2	2		2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	44				238		
		復路																																0	0	
	実績運行回数	往路																																	0	0
		復路																																	0	0
3月	曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計	
	計画運行回数	往路		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2		2	2	50	288		
		復路																														0	0			
	実績運行回数	往路																														0	0			
		復路																														0	0			

自治体名	塩尻市		事業者名		アルピコタクシー株式会社		申請番号		1		運行系統名		北小野線(勝弦先廻り)			計画実車キロ	
系統キロ程(往路)	31.87	km	系統キロ程(復路)			km	循環系統の別	循環系統	計画運行日数	292日	計画運行回数	584.0回	実績運行日数	日	実績運行回数		0.0回

2025			～		2026		土曜		日曜		祝日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														</	
------	--	--	---	--	------	--	----	--	----	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。
2. 計画運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が黄色で表示される。

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型)運行便数算出表

自治体名			塩尻市				事業者名			アルピコタクシー株式会社				申請番号		1		運行系統名		北小野線(古町先廻り)										計画実車キロ						
系統キロ程(往路)			31.87 km				系統キロ程(復路)								循環系統の別		循環系統		計画運行日数		292日		計画運行回数		584.0回		実績運行日数		日		実績運行回数		0.0回		18,612.1km	
			:土曜				:日曜				:祝日																									
2025 ~ 2026			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計		
10月	曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計	
	計画運行回数	往路	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	52	52		
		復路																															0	0		
	実績運行回数	往路																															0	0		
		復路																															0	0		
11月	曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		月計	累計	
	計画運行回数	往路	2			2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2			46	98	
		復路																																0	0	
	実績運行回数	往路																																0	0	
		復路																																0	0	
12月	曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計	
	計画運行回数	往路	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2		50	148		
		復路																															0	0		
	実績運行回数	往路																															0	0		
		復路																															0	0		
1月	曜日		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計	
	計画運行回数	往路					2	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	46	194		
		復路																															0	0		
	実績運行回数	往路																															0	0		
		復路																															0	0		
2月	曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				月計	累計	
	計画運行回数	往路		2	2	2	2	2	2		2	2		2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2					44	238	
		復路																																	0	0
	実績運行回数	往路																																	0	0
		復路																																	0	0
3月	曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計	
	計画運行回数	往路		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2		2	2	2	2		2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	50	288	
		復路																														0	0			
	実績運行回数	往路																														0	0			
		復路																														0	0			

自 治 体 名	塩尻市		事 業 者 名		ア ル ビ コ タ ク シ ー 株 式 会 社		申 請 番 号		1		運 行 系 統 名		北小野線(古町先廻り)				計画実車キロ										
系 統 キ ロ 程 (往 路)	31.87 km		系 統 キ ロ 程 (復 路)		km		循環系統の別		循環系統		計画運行日数		292日		計画運行回数			584.0回		実績運行日数		日		実績運行回数		0.0回	

2025			～		2026		土曜		日曜		祝日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
------	--	--	---	--	------	--	----	--	----	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保保持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。
2. 計画運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が黄色で表示される。

議案第4号

地域振興バス「すてっぷくん」ダイヤ改正 及び経路見直し(案)について

1. ダイヤ改正に係る背景及びポイント

2. 各種調査結果

3. 調査結果における対応及び方針

4. 今後のスケジュール

- ✓ 利用者ニーズの多様化や道路事情、鉄道路線網等の変化に対応するため、塩尻市では概ね3～4年の頻度で地域振興バス『すてっぷくん』のダイヤ改正及び経路の見直しを実施しています。
- ✓ 前回の改正を令和4年5月に行い、塩尻市地域公共交通計画で位置付けた令和8年5月からの新ダイヤでの運行開始に向け、令和6年度からダイヤ改正作業に着手しています。
- ✓ ダイヤ改正に向けて、令和6年度は各種調査を実施する年に位置付け、意見交換会やOD調査、運転手ヒアリングなどを実施しました。令和6年度に実施した調査結果を踏まえて令和7年度は具体的な変更案の作成を行っていきます。
- ✓ 今回のダイヤ改正は既存のダイヤ及び経路をベースとしつつ、地域公共交通計画に記載する方針や各地区で抱えている課題の解消、JRとの乗り継ぎといった内容を見直します。
- ✓ 今回のダイヤ改正は市内全路線を対象とします。

1. ダイヤ改正に係る背景及びポイント

2. 各種調査結果

3. 調査結果における対応及び方針

4. 今後のスケジュール

運転手ヒアリング

【目的】

日ごろの運転業務を担っており、現場を熟知している運転手へヒアリングを実施し、現場レベルで感じている課題や改善要望、利用者からもらっている声を徴取し、ダイヤ改正の参考とする。

【対象者】

運行事業者（①アルピコタクシー株式会社 ②大新東株式会社）

【実施方法】

都市計画課で聞き取り事項を設定し事前調査を依頼、その項目の結果に沿ってヒアリングを実施

- ①ヘビーユーザー調査（週1回以上乗車する方をヘビーユーザーと定義）
- ②バス停の利用状況調査
- ③危険バス停調査
- ④その他

【実施日】

①アルピコタクシー株式会社

令和6年12月5日(木) 13時30分～（参加者2名）

②大新東株式会社

令和6年12月5日(木) 10時～（参加者2名）

住民意見交換会

【目的】

すてっぷくんに関する各地区の現状を徴取し課題整理を行うとともに、公共交通全般に着目し、地域としてのあるべき姿や目指す形を広い視点で意見をいただき、ダイヤ改正の具体案作成に活かしていく。

【対象】

令和6年度時点でのるーと塩尻へ転換予定がなく、すてっぷくんを継続運行予定の路線に係る地区
①檜川線 ②北小野線 ③洗馬線 ④宗賀線

【実施結果】

地区名	開催日	時間	場所	参加者
檜川	令和7年2月6日(木)	午前10時	檜川支所	6名
北小野	令和7年1月27日(月)	午後3時	北小野地区センター	12名
洗馬	令和7年2月20日(木)	午前10時	洗馬支所	12名
宗賀	令和7年2月3日(月)	午後2時	宗賀支所	7名

1. ダイヤ改正に係る背景及びポイント

2. 各種調査結果

3. **調査結果における対応及び方針**

4. 今後のスケジュール

3. 調査結果における対応及び方針

👉 各種調査結果における路線ごとの主な意見及びその対策や方針は以下のとおりです

檜川線	内容	意見聴取先	今後の方針
	速達便は国道を走行するため、国道沿いの牧野原バス停は停車しても良いのではないかな。	OD調査 意見交換会	導入後より意見が多数あること及び経路沿いのバス停のため大きな時間ロスがないことから、今回のダイヤ改正で停車する形へ変更予定。
	終着点から次の出発までの間隔を5分以上空けてほしい。	運転手ヒアリング	運転手さんの労働環境の改善という視点を踏まえ、今回のダイヤ改正で該当する時間帯を変更予定。
	松本歯科大学バスとの乗り継ぎを考えて欲しい。（現在は朝の塩尻駅方面2便とも到着後すぐに発車してしまうため、少しでもバスの到着時間が遅れると間に合わない）	運転手ヒアリング 意見交換会	ニーズ調査を行い可能な範囲で対応を検討。
	檜川小中学校に子どもを呼び込むために、始発の桑崎口7時27分発の便を塩尻駅前発に変更して欲しい。	意見交換会	教育委員会と調整し見直しの必要性を判断するとともに、運行事業者とも協議を行い運行の可能性を検討。
	午前10時代の塩尻駅方面への便を運行して欲しい。	OD調査	当該便の運行に際しては、運転手や車両確保及び他の便と兼ね合いを含め総合的なダイヤ編成を踏まえた上で検討。

3. 調査結果における対応及び方針

👉 各種調査結果における路線ごとの主な意見及びその対策や方針は以下のとおりです

北小野線	内容	意見聴取先	今後の方針
	・ 北小野線の時刻とJR小野駅の時刻が重複しないような時間設定にして欲しい。 ・ JR辰野線の本数が減ったため、小野駅で接続できるようバスと電車の時間を合わせて欲しい。	OD調査 意見交換会	・ JR辰野線が減便となり北小野地区からの公共交通での移動手段が手薄となっているため、今回のダイヤ改正では小野駅でのJRとの接続は必須と考えており、JRダイヤを考慮した時間設定を行う予定。 ・ 隣接する辰野町より辰野町小野地区に在住する方の商業圏が塩尻であり、辰野町の町営バスからすてっぷくんに乗り換えて塩尻市街地へ移動するニーズが多くあるとの結果が出たことに伴い、今年4月に実施した辰野町営バスのダイヤ改正で小野地区はすてっぷくん乗り継ぎを考慮した時間を設定。 このような状況を踏まえ、共通して利用者を増加させていけるようなすてっぷくんの時間設定を行っていくことも検討。
	朝や夜遅い便の増便を希望する。	意見交換会	増便においては、朝夕の通勤通学利用の実態や既存のJRの利用状況、他路線との兼ね合いを踏まえ総合的に判断する中で検討。

3. 調査結果における対応及び方針

👉 各種調査結果における路線ごとの主な意見及びその対策や方針は以下のとおりです

北小野線	内容	意見聴取先	今後の方針
	上田片端バス停を現在のバイパス沿いから旧道沿い（以前の場所）へ戻して欲しい。	意見交換会	前回のダイヤ改正（R4.5月）の際に変更した内容であるが、別途、地元要望としても上がっているため、運行事業者と協議し適地を検討するとともに、必要に応じて地権者交渉を行い移設を行う。
	JR小野駅の始発が現在は7時だが、もう少し早い時間帯の電車で高校生が乗りたいとのことで保護者がみどり湖駅まで送迎している。そのような経緯を踏まえ、北小野地区からみどり湖駅へ行く経路を考えて欲しい。	意見交換会	需要がどの程度あるか不明なためニーズ調査を行い、その結果に応じて変更を検討。
	チロルの森が再開したため、以前のようにチロルの森を経由する経路へ戻して欲しい。	意見交換会	・現在は多くの利用者が見込まれる日曜祝日の運行を行っていない。運行を再開するにあたり運転手や車両の確保が必須であるが、昨今の運転手不足や車両の確保が困難な状況である。 ・チロルの森利用者に対して、公共交通利用に係るアンケート調査を行っているため今後の検討材料とする。 →上記の状況を踏まえ、チロルの森の利用状況を注視ながら最適な形を検討。

3. 調査結果における対応及び方針

👉 各種調査結果における路線ごとの主な意見及びその対策や方針は以下のとおりです

	内容	意見聴取先	今後の方針
洗馬線	・始発の便（柏茂会館発6時50分）と同経路の便を日中に1便で良いので作って欲しい。 ・最寄りが芦ノ田バス停のため利用したいが、日中は停車しないため経路変更を行って欲しい。近くのバス停に行くにも坂道を登らなければいけないため辛い。 ・全ての便を小曾部方面から出発させる必要はないと思う。例えば、岩垂あたりから出発して市街地方面へ直接向かう便、洗馬地区の主要地点を通り最短で市街地へ行けるような経路といった大幅な転換も考えた方が良い。	意見交換会	・洗馬線は多くの集落を経由する関係で現在の経路設計では最長で1時間近い乗車時間となってしまう一方で乗降者は各地区でばらつきがある。 ・今後は実情を把握するためのニーズ調査を行い、最適な経路設計及び時間帯別で経路を分けるといった方法を検討する。 ・想定される案を事務局でいくつか作成し、地元住民へ提案した上で望ましい内容を選択してもらい決定する。
	洗馬方面へ戻る最終便が塩尻駅前発16時40分のため、通勤通学の帰宅時間を考えると17時30分から18時以降の便があるとありがたい。	OD調査	同様の意見が通勤、通学利用の方から多数あったため、運行事業者と協議し要望に沿えるような時間設定を検討する。
	内容	意見聴取先	今後の方針
宗賀線	檜川線を利用していたが速達便ができたことで牧野原バス停へ停車しなくなった影響で不都合が生じたため停車して欲しい。	意見交換会	導入後より意見が多数あること及び経路沿いのバス停のため大きな時間ロスがないことから、今回のダイヤ改正で停車する形へ変更予定。

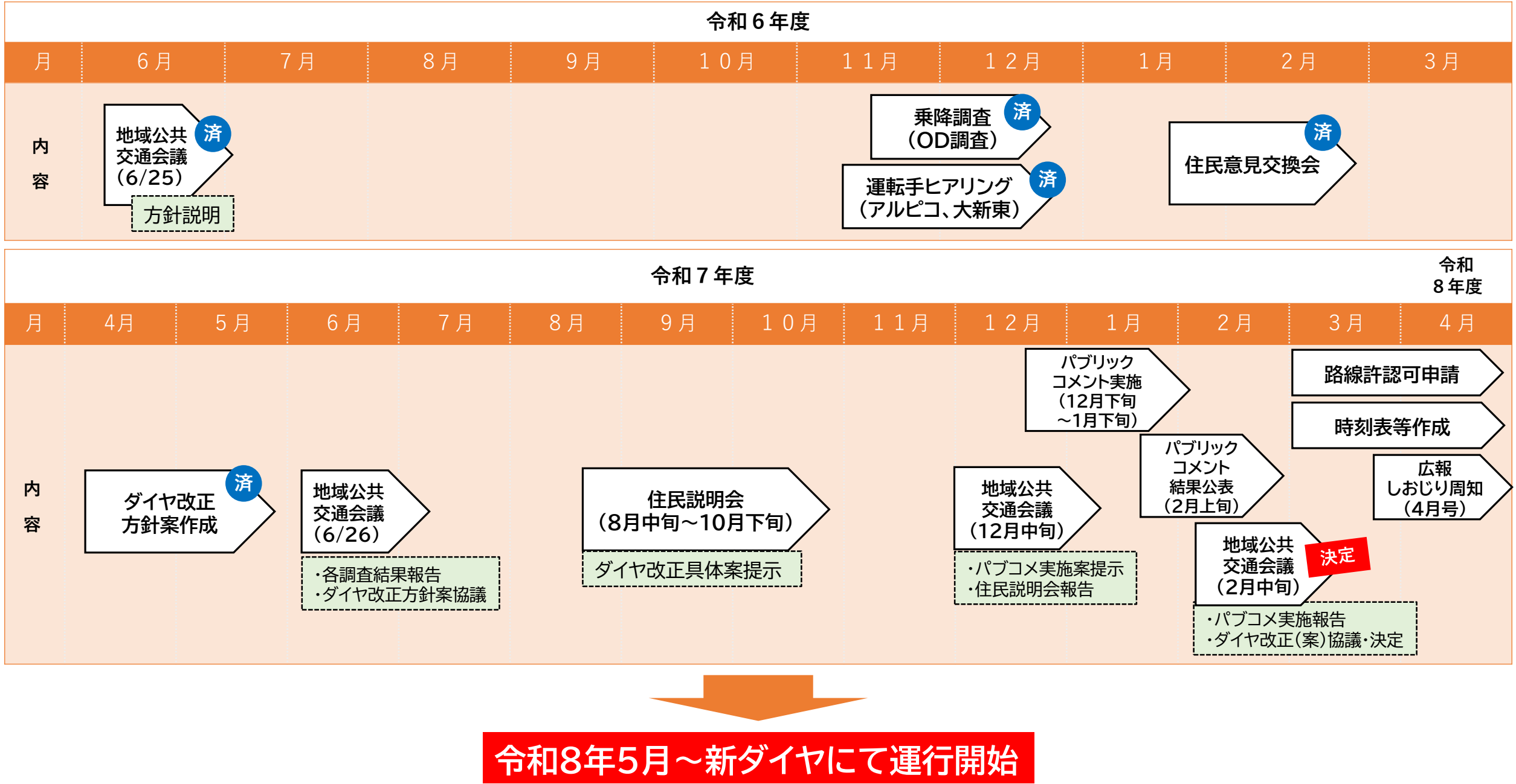
1. ダイヤ改正に係る背景及びポイント

2. 各種調査結果

3. 調査結果における対応及び方針

4. 今後のスケジュール

4. 今後のスケジュール



議案第5号

塩尻市地域公共交通計画策定の 方針(案)について

1. 地域公共交通計画の制度概要

2. 地域公共交通計画の見直し方針

3. 今後のスケジュール

👉 地域公共交通計画とは・・・

地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランであり、地方自治体が地域の移動に関して地域公共交通会議にて合意を経て作成していくものです。

本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の第5条に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために作成するもので、塩尻市は令和3年7月に策定しています。

👉 計画の位置付け



 計画策定において必要な法定記載事項

	記 載 事 項	概 要
①	計画区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定。
②	計画期間	原則 5 年程度だが、地域の実情に合わせて設定。
③	計画目標	④の基本的な方針に即して目標を設定。
④	基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し取組の方向性を設定する一方で、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理。
⑤	事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準を設定するとともに、その実現に必要な事業・実施主体を整理。
⑥	計画の達成状況の評価	達成状況の評価及び評価を踏まえた見直し方針の設定。
⑦	その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載。

1. 地域公共交通計画の制度概要

2. 地域公共交通計画の見直し方針

3. 今後のスケジュール

背景

現行計画の計画期間が令和8年度となっていることから更新が必要であるとともに、計画策定当初と比べて公共交通をめぐる環境に変化が生じているため、市内の実情に合わせた地域公共交通の最適化を目的として時代に即した内容へ変更する。

なお、計画見直しはプロポーザル審査にて委託事業者を決定し、令和7年度・8年度の2箇年で実施する。

基本的な考え方

- 現行計画を基本とし必要に応じて実情に即した内容へ変更
- 計画年度は令和9年度から令和14年度までの6箇年とする
※上位計画である「第六次塩尻市総合計画」の計画年度が令和14年度までのため
- 現行計画における事業実施状況の評価を行い課題等を明白にし、次期計画へ繋げる
- 公共交通全般の利用実態調査を行い現況把握を行う
- 上位・関連計画との相互関係を整理し、本計画との連携及び整合を図る

 具体的な見直しポイント

◎ 地域振興バスの運賃改定

◎ 利用促進向上に向けた割引サービス拡充の検討

◎ オンデマンドバスの効率的な運行

◎ 地域の実情・特性に応じた移送サービス支援

👉 地域振興バスの運賃改定

現行の料金形態

すてっぷくん

■料 金／一律 (大人・子ども) 1回100円又は回数券1枚
(但し、乳幼児から就学前の子どもは無料)

回数券

■料 金 11枚綴り 1,000円

のるーと塩尻

運賃表	運 賃				
	大人	シニア (75歳以上)	小児 (小・中学生)	幼児・乳児 (未就学児)	割引運賃
7km以下	200円	100円	100円	無料	100円
7km超	400円	200円	200円	無料	200円

※運賃は、乗降拠点間「直線距離」で算出して予約時に決定します。

【見直し方針】

利用者が減少する一方で、社会情勢の影響による人件費の増加や燃料費等の高騰で運行事業者へ払う委託料が年々増加しているため、持続可能な公共交通を維持するため運賃の見直しを行う。

【主な取り組み（案）】

- 運賃形態の見直し
- 年度別の運行経費や運賃収入から経費のシミュレーションを実施
- 運賃協議を行う運賃協議会を発足
- 地域公共交通計画の見直しと併せて変更スケジュールを設定
- 近隣自治体の価格調査及び価格設定の根拠を聞き取り

 利用促進向上に向けた割引サービス拡充の検討

【見直し方針】

現状の割引サービス見直しに加え、新たな取り組みに対して実現可能な割引施策を導入し利用促進に繋げていく。

【主な取り組み（案）】

- 運賃改定を実施した際の障がい者割引や高齢者割引等の導入検討
- 地域連携ICカード導入に伴うキャッシュ決済の普及促進のため、ICカード支払いに対する割引施策の検討
- 福祉、教育分野等で実施している移動支援において、実施状況や利用状況を踏まえ時代に即した内容へ変更

 オンデマンドバスの効率的な運行

【見直し方針】

現行計画における「すてっぷくん」から「のるーと塩尻」への転換対象路線において、転換が完了し本格運行へ移行したことから、今後の「のるーと塩尻」の運行形態の新たな方針を定める。

【主な取り組み（案）】

- 現在の「のるーと塩尻」全体における課題を整理し、効率の良いサービスとするための課題解決を図る
- 運行エリア及びミーティングポイント設置等の見直し
- 利用者ニーズに沿った予約方法の最適な形態を検討
- 「すてっぷくん」と相互で利便性が向上するような最適な運行形態の検討

👉 地域の実情・特性に応じた移送サービス支援

【見直し方針】
市内山間部で抱えている交通の課題に対して、公共交通に限らず、福祉輸送や他の移送サービスを組み合わせて最適かつ効率的な移送サービスの実現を目指す。

- 【主な取り組み（案）】**
- 各地区で抱える課題が異なるため、地域が主体となって課題を洗い出し
 - 各地区で実施予定の事業に対して、利用可能な補助金メニュー（国・県等）の情報を収集し内容を提案
 - 独自で活動している地区の事例を他の地区へ展開し、各地区の課題に沿った施策を検討
 - 現在の移送サービスを見直し、現状の課題に即した内容へ変更



1. 地域公共交通計画の制度概要

2. 地域公共交通計画の見直し方針

3. 今後のスケジュール

3. 今後のスケジュール

